令和５年度武蔵村山市自治会活動費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、武蔵村山市内の自治会（以下「自治会」という。）に対しその活動費の一部を補助することにより自治会の活動を支援し、もって良好な地域社会の形成及び維持に資することを目的とする。

（交付の対象）

第２条　自治会活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、良好な地域社会の形成、維持及び発展を図るための活動に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としない。

⑴　懇親会等に係る経費

⑵　人件費、賃金等

⑶　交際費、慶弔費等

⑷　役員等に対する報償費等

⑸　他の補助により補助対象となっている経費

⑹　政治活動及び宗教活動に係る経費

⑺　その他自己資金によることが適当と認められる経費

（交付額）

第３条　補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その総額は、予算で定める額を限度とする。

⑴　均等割　１自治会につき５０，０００円

⑵　世帯割　令和５年４月１日現在の当該自治会区域の世帯数に、１世帯につき１００円を乗じて得た額

⑶　活動加算割　別に定める活動項目の申請件数に応じた額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（交付の申請）

第４条　自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、令和５年度武蔵村山市自治会活動費補助金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請は、令和５年６月３０日までに行わなければならない。

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、武蔵村山市補助金等交付規則（昭和４８年武蔵村山市規則第２１号。以下「交付規則」という。）第８条に規定する補助金等交付決定通知書（以下「決定通知」という。）により、当該自治会に通知するものとする。

（実績報告）

第６条　決定通知を受けた自治会（以下「補助自治会」という。）は、交付規則第１４条の実績報告をするときは、必要な書類を添えて令和５年度武蔵村山市自治会活動費補助事業実績報告書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第７条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付規則第１５条に規定する補助金等交付確定通知書により補助自治会へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第８条　市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、交付規則第８条の交付決定を通知した場合において当該補助事業の執行上特に必要があると認めたときは、同規則第１５条の通知をする前であっても、決定通知に基づく交付額について、概算払をすることができる。この場合においては、その理由を明らかにした書面の提出を受けなければならない。

３　補助金の交付請求等の手続は、この要綱に定めるもののほか、武蔵村山市会計事務規則（昭和５２年武蔵村山市規則第５２号）に定めるところによる。

（補助金の返還）

第９条　市長は、第７条の規定により補助金の交付の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を概算払により支払っているときは、精算すべき補助金の額について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（交付の条件）

第１０条　補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

⑴　補助金は、補助対象経費に充当するものとし、その目的以外に使用しないこと。

⑵　補助事業の会計を明確に記載した帳簿を備えるとともに、その証拠書類を整備して、少なくとも５年間保存すること。

⑶　交付規則の定めを遵守すること。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。